

# 無配当総合福祉団体定期保険

## 総合福祉団体定期保険

### 特長

#### 役員・従業員またはそのご遺族の生活保障の財源が確保できます。

被保険者が死亡または高度障害状態になった場合、被保険者またはそのご遺族の生活保障の財源を確保することができます。

#### 福利厚生規程の円滑な運営ができます。

企業・団体の福利厚生規程(弔慰金規程・死亡退職金規程など)による役員・従業員の遺族保障(弔慰金・死亡退職金など)の支払財源を確保することができます。

#### スケールメリットを生かした保険料で大きな保障が得られます。

団体専用の保険でスケールメリットが働くため、経費の節減が図られますので、割安な保険料で大きな保障が得られます。

#### 医師の診査は不要です。

原則、保険契約者からの告知のみでお申し込みいただけます。  
■告知内容によっては、追加で告知書をご提出いただくこともあります。

#### 保障内容の見直しが可能です。

ご契約は1年ごとに更新するため、福利厚生規程の改定などにもない保障内容の見直しができます。

- 自動更新の詳細については最終ページをご覧ください。

#### 無配当総合福祉団体定期保険は保険料が割安です。

無配当総合福祉団体定期保険は配当金がありませんが、そのぶん保険料が割安になっています。また、配当金がありませんので、企業・団体における配当金の受け入れ事務が発生しません。

- 年間保険料から有配当の「総合福祉団体定期保険」の配当金を控除した実質負担額と比較して、団体規模等により負担額が高くなるケースもあります。

#### 総合福祉団体定期保険には配当金があります。

総合福祉団体定期保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金をお支払いいたします。

- 保険金等のお支払い状況によっては配当金がない場合があります。

### 仕組図

図はイメージです。



### 保険金額の設定

企業・団体の福利厚生規程に定める支給金額以下で設定してください。

### 保険金のお支払い事由 (詳細については「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください)

被保険者が保険期間中に以下に該当されたとき、いずれかの保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払い事由	お支払い金額	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	次のうちいずれか小さい金額*1 ①当初設定した保険金額 ②「対象規程」に基づく企業の支給金額	対象規程に定める受給者。ただし、被保険者の同意を得て、保険契約者が別に定めることができます*2。
高度障害保険金*3	責任開始日以後の傷害または疾病によって、当社所定の高度障害状態*4のいずれかになったとき		被保険者。ただし、保険契約者は被保険者の同意を得て、高度障害保険金受取人を死亡保険金受取人とすることができます。

\*1 ②が①を下まわる場合は、該当被保険者の加入日または死亡日(もしくは高度障害に該当した日)の直前の更新日のいずれか遅い日に遡って保険金額の減額があったものとし、減額部分の保険料を保険契約者に返還します。

\*2 保険金受取人が対象規程に定める受給者以外の場合は、保険金の支払に際し、規程に定める受給者の了知が必要となります。

\*3 対象規程上、高度障害に関する補償規程がない場合は、高度障害保険金をお支払いできません。

\*4 高度障害状態については最終ページ「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

# 無配当総合福祉団体定期保険・総合福祉団体定期保険に付加できる特約

特約は、保険契約の締結または更新の際、保険契約者のお申し出により被保険者の同意を得て主契約に付加して締結します。

## 無配当総合福祉団体定期保険ヒューマン・ヴァリュー特約 総合福祉団体定期保険ヒューマン・ヴァリュー特約

 **特長** ※配当金の有無については、主契約と同様です。

**役員・従業員の死亡による逸失利益をカバーできます。**

被保険者が死亡または高度障害状態になった場合、代替雇用の採用・育成などの企業・団体が負担すべき諸費用の財源を確保することができます。

 **保険金額の設定**

次のうち、どちらかを選択してください。

- ①主契約と同じ保険金額
- ②主契約の一定金額(10%単位)

※被保険者一人につき、主契約の保険金額以下で2,000万円を上限とします。

 **保険金のお支払い事由** (詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

被保険者が保険期間中に以下に該当されたとき、いずれかの保険金をお支払いします。

なお、主契約の保険金が支払われない場合は、この特約の保険金は支払われません。

お支払いする保険金	お支払い事由	お支払い金額	お受け取りになる人
特約死亡保険金	死亡したとき	次のうちいずれか小さい金額*1	保険契約者*2
特約高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病によって、当社所定の高度障害状態*3のいずれかになったとき	①特約保険金額 ②主契約で支払われる保険金額	

\*1 ②が①を下まわる場合は、該当被保険者の加入日または死亡日(もしくは高度障害に該当した日)の直前の更新日のいずれか遅い日に遡って保険金額の減額があったものとし、減額部分の保険料を保険契約者に返還します。

\*2 特約保険金のお受け取りに際し、規程に定める受給者または被保険者の了知が必要となります。

\*3 高度障害状態については最終ページ「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

## 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

 **特長** ※配当金の有無については、主契約と同様です。

**不慮の事故による役員・従業員の障害、入院の保障を確保できます。**

被保険者が不慮の事故により障害を受けた場合、または傷害の治療を目的に入院した場合の費用を準備することができます。

 **給付金額の設定**

主契約の保険金額以下でかつ企業・団体の福利厚生規程に定める支給金額以下で設定してください。

 **給付金のお支払い事由** (詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

被保険者が保険期間中に以下に該当されたとき、給付金をお支払いします。

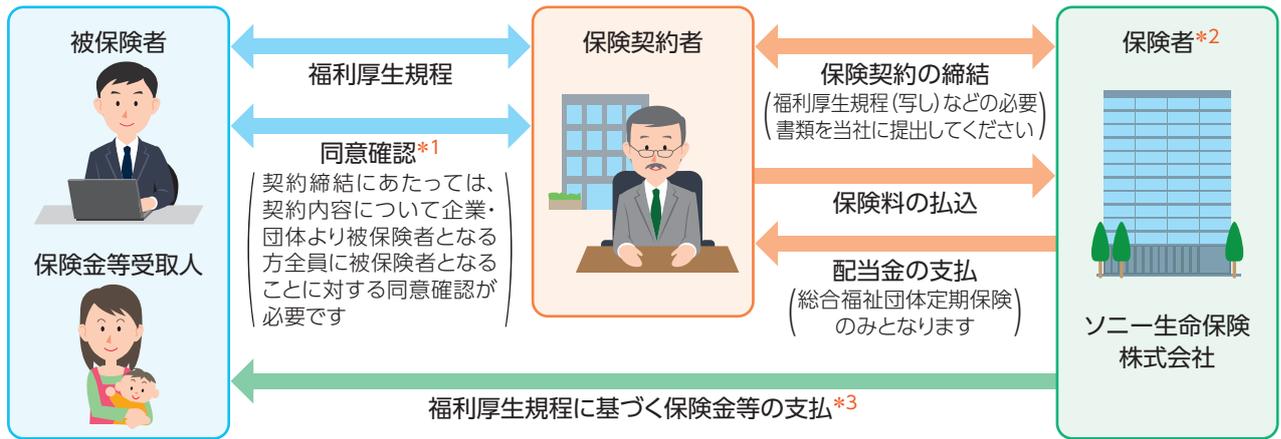
お支払いする給付金	お支払い事由	お支払い金額	お受け取りになる人
障害給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に当社所定の身体障害の状態*に該当したとき	次のうちいずれか小さい金額 ①特約給付金額×給付割合* ②「対象規程」に基づく支給金額 ※同一の事故または同一の保険期間において通算して10割を限度とします。	被保険者。ただし、被保険者の同意を得て、保険契約者が別に定めることができます。
入院給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的としてその事故の日から起算して180日以内に5日以上入院したとき	次のうちいずれか小さい金額 ①特約給付金額×1.5/1000×入院日数 ②「対象規程」に基づく入院1日あたりの支給金額 ※同一の事故につき通算して120日を限度とします(更新前の入院日数を含みます)。	

\*身体障害の状態の範囲・給付割合については最終ページ「障害給付金の給付割合表」をご覧ください。



## 契約形態

- 保険契約者: 企業・団体の代表者
- 被保険者: 役員および従業員
- 保険金等受取人: 被保険者のご遺族(規程に定める受給者)



### \*1 契約締結時の被保険者の同意確認方法

次のいずれかの方法にて同意確認が必要となります。

① 被保険者になることに同意された方の記名、押印のある同意確認名簿を提出する方法

② すべての役員・従業員の方に保険加入に関する通知文書を配布し、企業・団体の代表者および従業員代表による記名、押印付の確認書を提出する方法

※ヒューマン・ヴァリュー特約を付加している場合は①のみとなります。

被保険者となることに同意しなかった方については不同意者名簿をご提出いただけます。

### \*2 無配当総合福祉団体定期保険は、複数の生命保険会社による共同取扱はいたしません。

### \*3 企業・団体が保険金等を一旦受け取り、企業・団体から規程に定める受給者に弔慰金・死亡退職金などとしてお支払いすることも可能です。



## 保険料例

- 団体区分: 第I種団体
- 被保険者: 全員、保険年齢\*が40歳の男性
- プラン

	主契約	ヒューマン・ヴァリュー特約	災害総合保障特約
プラン1	500万円		
プラン2	500万円	500万円	
プラン3	500万円		500万円
プラン4	500万円	500万円	500万円

### ● 団体合計月払保険料

従業員数	20名		50名		100名	
	無配当総合福祉 団体定期保険	総合福祉 団体定期保険	無配当総合福祉 団体定期保険	総合福祉 団体定期保険	無配当総合福祉 団体定期保険	総合福祉 団体定期保険
プラン1	20,900円	27,800円	37,750円	51,250円	67,000円	89,500円
プラン2	37,800円	49,600円	67,500円	89,500円	119,000円	153,000円
プラン3	29,800円	39,100円	60,000円	79,500円	111,500円	146,000円
プラン4	46,700円	60,900円	89,750円	117,750円	163,500円	209,500円

### ● 1人あたりの月払保険料

従業員数	20名		50名		100名	
	無配当総合福祉 団体定期保険	総合福祉 団体定期保険	無配当総合福祉 団体定期保険	総合福祉 団体定期保険	無配当総合福祉 団体定期保険	総合福祉 団体定期保険
プラン1	1,045円	1,390円	755円	1,025円	670円	895円
プラン2	1,890円	2,480円	1,350円	1,790円	1,190円	1,530円
プラン3	1,490円	1,955円	1,200円	1,590円	1,115円	1,460円
プラン4	2,335円	3,045円	1,795円	2,355円	1,635円	2,095円

\* 上記保険料は保険年齢で計算しています

(保険年齢は契約日(更新日)を基準とし、1年未満の端数について、6ヶ月以下の場合は切り捨てますが、6ヶ月を超える場合は切り上げて年齢を算出します)。



# ご契約に際して

## 被保険者の範囲

◆企業・団体の定める福利厚生規程(弔慰金規程・死亡退職金規程など)の対象者のうち、被保険者となることに同意し、申込時に健康でかつ正常に勤務している14歳6ヶ月超～70歳6ヶ月以下の企業・団体の役員および従業員(ただし、健康保険、厚生年金等の社会保険にご加入されていないパート従業員、アルバイトは除く)等

## 保険期間

◆1年  
1年以後、特段の申出がない限り、毎年自動更新となります。

## 保険料払込方法

◆月払・3ヶ月払・半年払・12ヶ月一括払のいずれかをお選びいただけます。

## 自動更新

◆保険期間が満了したとき、当社所定の要件を満たせば、ご契約を自動的に更新できます。

- 更新継続年齢限度は、更新日現在で75歳6ヶ月以下の方がご継続できます。
- 更新後の保険料は、更新時の保険年齢・保険料率によって計算します。
- 保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。
- 当社の定める基準を満たさない場合には更新のお取り扱いをしないことがあります。

## 個人保険への移行

◆2年を超えて継続して被保険者であり、退職などにより被保険団体から脱退した場合、あるいは被保険団体の加入人数が基準以下に減少して契約が解除された場合などに脱退または解除の日から1ヶ月以内であれば、脱退または解除時の主契約の死亡保険金額を限度として、被保険者の健康状態にかかわらず、当社所定の個人保険に加入することができます。

## 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 障害給付金の給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第A級	1. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 2. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 3. 1肢に第B級の6から8までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第B級の6から8まで、または第C級の14から18までのいずれかの身体障害を生じたもの 4. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第B級	5. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 7. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 8. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 9. 10足指を失ったもの 10. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第C級	11. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 12. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 13. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 14. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 17. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 18. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 19. 10足指の用を全く永久に失ったもの 20. 1足の5足指を失ったもの	3割
第D級	21. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 22. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 23. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 25. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 26. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 27. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 28. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第E級	30. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 32. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 33. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 34. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 35. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 36. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

## ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
ホームページ [www.sonymife.co.jp/](http://www.sonymife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。なお、お問い合わせの際は、保険証券などの「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。